

住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金の申請期限

町では物価高の影響をうける低所得者世帯への支援として、令和6年度住民税均等割が非課税の世帯に対して、1世帯あたり3万円の給付金を支給するため対象の見込みとなっている世帯に確認書を送付しています。確認書の提出がお済みでない世帯の方は申請期限までに福祉介護課へ提出してください。

また、申請が必要な世帯に該当する場合は、広報ながとろ3月号または町ホームページの「お知らせ・募集一覧」に掲載されている「住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金（3万円）について」の内容を確認ください。

●申請期限

令和7年5月30日(金)まで

問合せ 福祉介護課 福祉担当 ☎66・3111 内線145

5月は「孤独・孤立対策強化月間」です

●ひとりで悩まずに、気軽にご相談ください●

深刻化する孤独・孤立の問題について、理解の浸透や対策の機運を醸成することを目的として、国は毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を行っています。

秩父地域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）では孤独・孤立やひきこもり状態等でお悩みの方（本人やその家族等）の相談窓口として、秩父地域居場所づくりサポートセンター（認定NPO法人森のECHICAに事業委託）を設置しています。

サポートセンターでは対面相談（事前予約制）以外に、電話、電子メールなどでの相談も可能です。サポートセンターだけで対応が難しい場合は、町の関係部署や外部団体と連携しながら支援を行い、お悩みの解消に向けて対応いたします。守秘義務がありますのでご安心ください。

また、集いの場として多世代交流カフェゆいっこを開設しています。

問合せ 秩父地域居場所づくりサポートセンター ☎26・6827
✉ iguragakko@gmail.com

福祉介護課 福祉担当 ☎66・3111 内線144

5月12日は 民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員は、誰もが安心して生活できる地域づくりのために日々活動しています。お悩みの方、地域の民生委員・児童委員が相談や手助けをします。

民生委員・児童委員は

- 厚生労働大臣から委嘱されて活動していますので、守秘義務を有しており安心して相談できます。
- 地域住民の立場にたって地域の福祉を担うボランティアです。
- 地域を見守り、地域住民の身近な相談相手となり、専門機関へのつなぎ役となります。
- 妊産婦と18歳までの子どもとその保護者の子育て応援団のような仕事もしています。

全国民生委員児童委員連合会ホームページ
～民生委員・児童委員活動理解PR動画・
PRポスター～



問合せ 福祉介護課 福祉担当 ☎66・3111 内線145